

令和元年 9 月 6 日
電力・ガス取引監視等委員会

都市ガスの卸取引に関する競争の促進に向けた取組について 都市ガスの卸元事業者に要請しました。

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に対して、都市ガスの卸取引における中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いに関し、自主的な取組を要請しました。

1. 概要

これまで、制度設計専門会合（第 35 回～第 40 回）において、都市ガスの卸取引に関する競争の促進について、卸受事業者に対する実態調査や都市ガスの卸元事業者へのヒアリング等を踏まえた検討を行い、中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いについて、考え方の整理を行いました。

今般、制度設計専門会合にて整理した内容を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会として、添付資料のとおり、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に対して、自主的な取組を要請したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

都市ガスの卸取引に関する競争の促進について（中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いの在り方について）

<資料の要旨>

（1）中途解約補償料を伴う長期契約について

- 有力な地位にある（又は見込まれる）都市ガスの卸元事業者が、ガスの卸売において高額な中途解約補償料を伴う長期契約を締結することは、長期の契約及び違約金の水準という 2 要素があいまって、競争者（卸元事業者）の取引機会を過小にする可能性がある。
- このため、資料内で示した考え方を踏まえ、都市ガスの卸元事業者に対し、今後更新する中途解約補償料を伴う長期契約については、合理的な根拠に基づく中途解約補償料と契約期間の設定とするよう求めることとする。

（2）需要家情報の取扱いについて

- ガス卸市場で卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係にある（又はその可能性がある）場合において、具体的な需要家の情報の提供を卸元事業者が卸受事業者に求め、当該情報を卸元事業者が卸受事業者と共有することは、卸取引の円滑な実施のために必要不可欠な場合など合理的な理由がある場合を除いて、ガス卸市場及び小売市場の競争を阻害することにつながるおそれもあると考えられる。
- このため、資料内で示した考え方を踏まえ、都市ガスの卸元事業者に対し、

合理的な理由がない場合は需要家情報の提供を求めないこと、合理的な理由があつて需要家情報を入手する場合には、その情報の管理体制の構築等について適切に対応すること、を求めることとする。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室長 黒田

担当者:高木、川原、坪井

電話:03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)